

道路鉄道連絡会議の概要

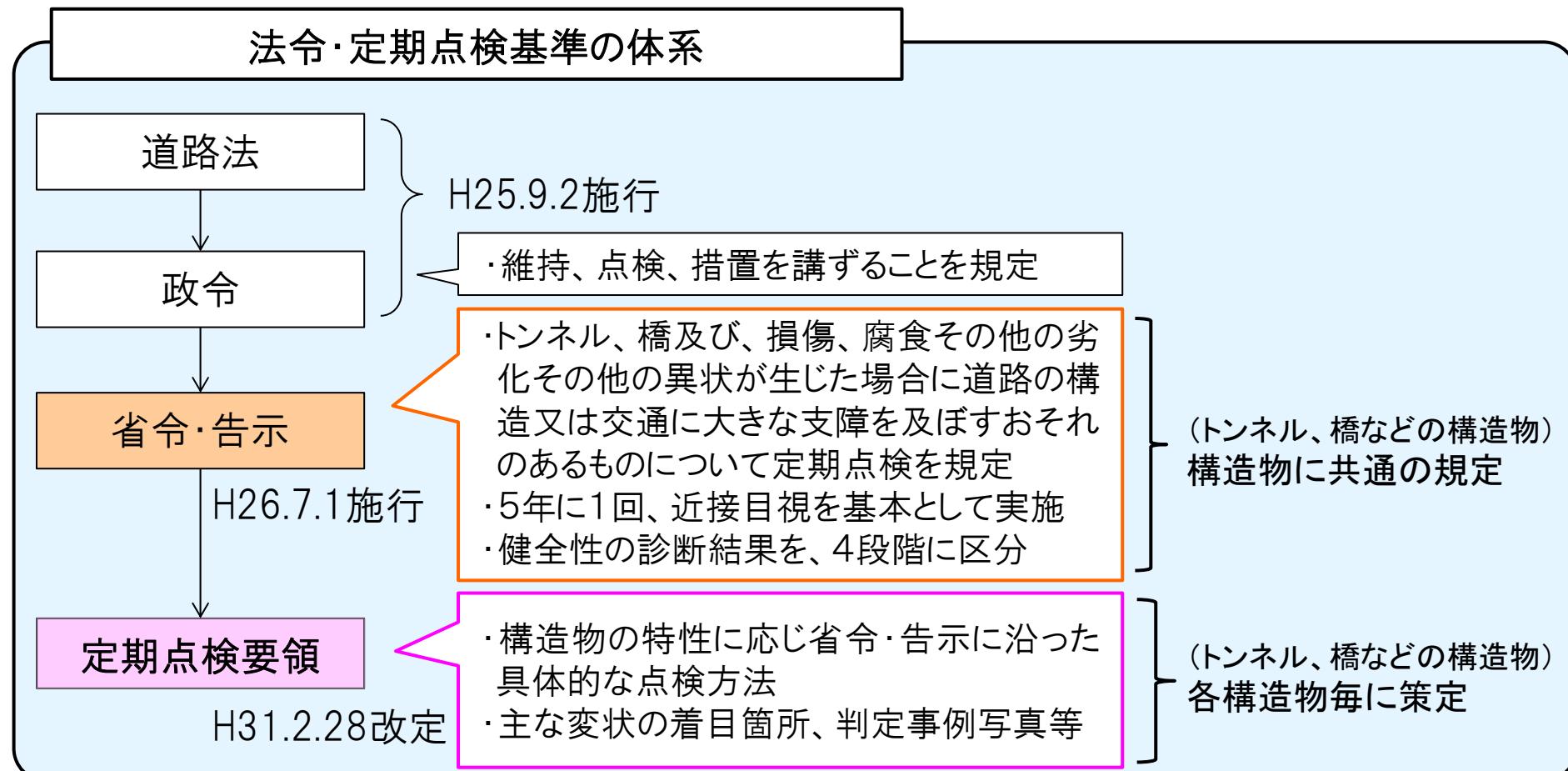


国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



2019年度 橋梁点検結果(道路管理者別)

- 橋梁については、2014～2018年度における1巡回点検(以降、1巡回点検)が完了し、2019年度より2巡回の点検に着手したところです橋梁は2014(H26)年度に比べ8ポイント増加するなど、点検が前回より進捗しています。
- 点検を実施した橋梁のうち、約9%は早期に修繕が必要。

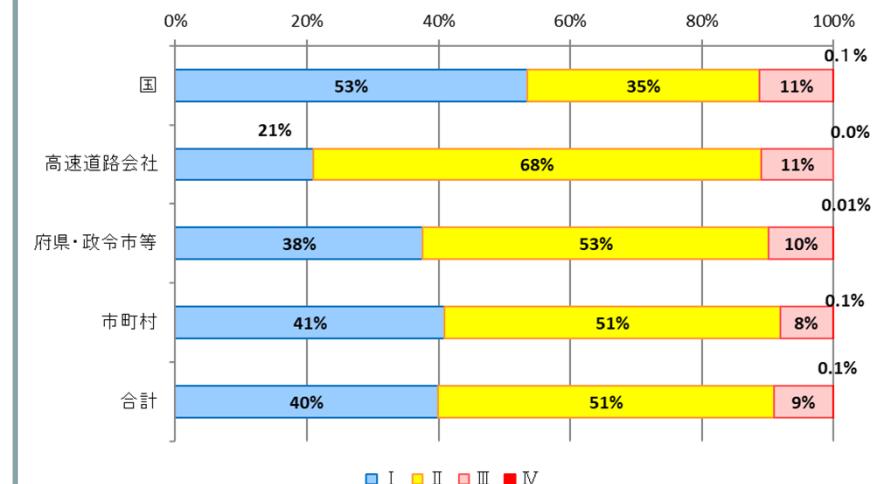
点検実施率(2019年度)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
国	38,197	37,213	7,066	19% (15%)
高速道路会社	24,038	23,317	4,963	21% (16%)
都道府県・政令市等	188,063	186,808	34,501	18% (12%)
市町村	476,163	473,822	75,017	16% (7%)
合計	726,461	721,160	121,547	17% (9%)

※1:2020年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2:点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。

点検結果



区分		状態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

2019年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

- 第三者被害予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約17%であり、そのうち約22%は早期に修繕が必要(全橋梁の約9%と比較して2倍以上)。

点検実施率

- 1巡目(2019年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

- 2019年度の点検実施率(全道路管理者合計)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	15,950	15,392	3,245	21%
跨線橋	9,760	9,386	1,611	17%
緊急輸送道路を構成する橋梁	125,287	123,079	26,499	22%
(参考) 全橋梁	726,461	721,160	121,547	17%

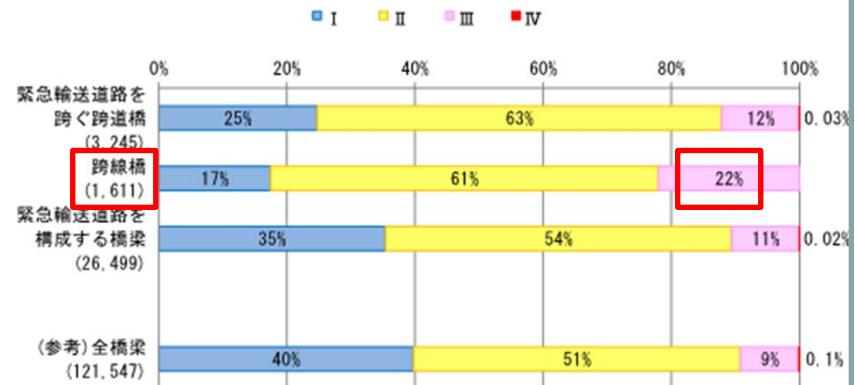
2020.3末時点

※1:2020年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2:点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合。

点検結果

- 緊急輸送道路及び跨線橋等の判定区分(全道路管理者合計)



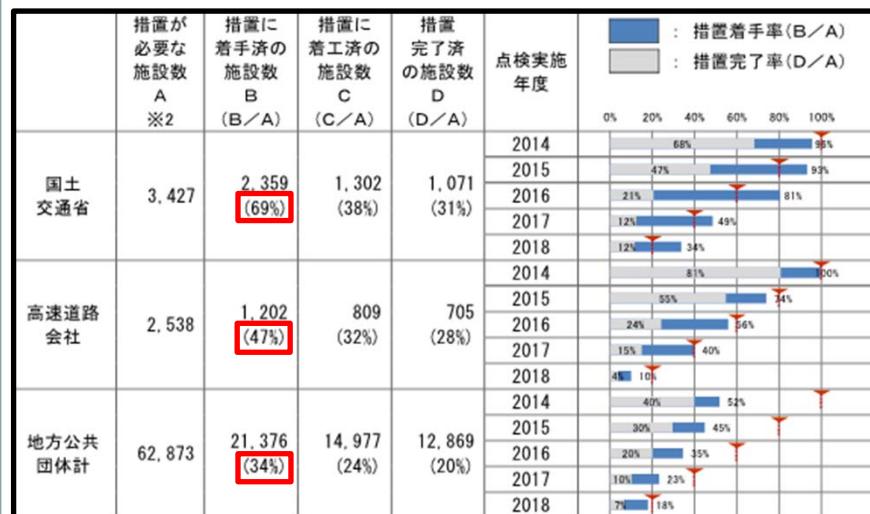
※()内は、2019年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

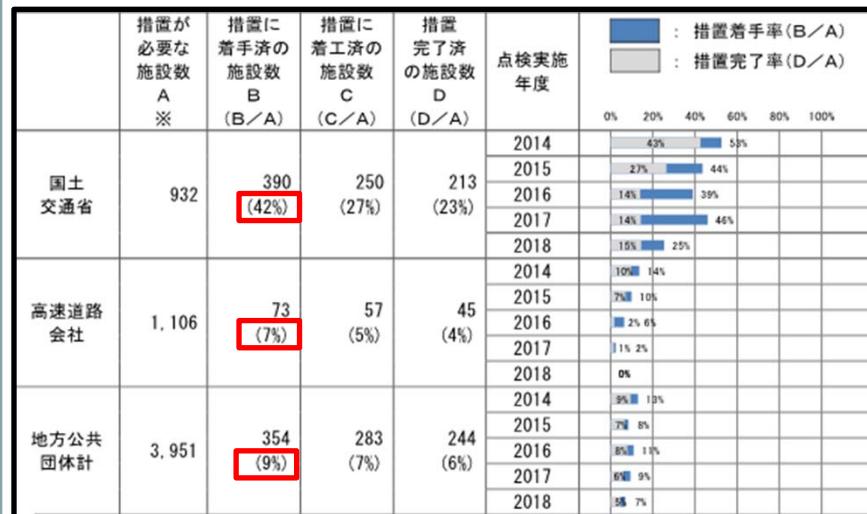
修繕実施状況(平成26～30年度点検橋梁)

- 1巡目の平成26～30年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ、Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点において国土交通省管理で69%、地方公共団体管理で34%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕よりも着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅲ、Ⅳの措置(道路管理者別)



判定区分Ⅱの措置(道路管理者別)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)

➤ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の概要

通達本文

- ①点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③点検計画、修繕工事計画について、地方整備局(メンテナンス会議会長)が一括して協議
- ④協議の実施にあたり、「道路鉄道連絡会議(仮称)」を設置

(別紙1)

確認書(案)

(別紙2)

協定書(案)

- メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付
- 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
					その他	鉄道
高速会社					跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議
直轄		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】			【道路メンテナンス 会議の下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】
公社		<事務局> 国道事務所			<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
都道府県 市区町村			 			
道路 法外	その他	個別協議				
	鉄道	道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所			

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

福井県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「福井県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、福井県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する关心と理解の醸成等)に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局福井河川国道事務所長、副会長は中部運輸局鉄道部技術課長、福井県土木部道路保全課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局福井河川国道事務所道路管理課、

中部運輸局鉄道部技術課、福井県土木部道路建設課、道路保全課及び中日本高速道路株式会社金沢支社**高速道路**事業部企画統括課において処理する。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるものほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 2月 6日から施行する。

本規約は、令和 3年 3月25日から改正する。

別紙

福井県道路鉄道連絡会議 名簿

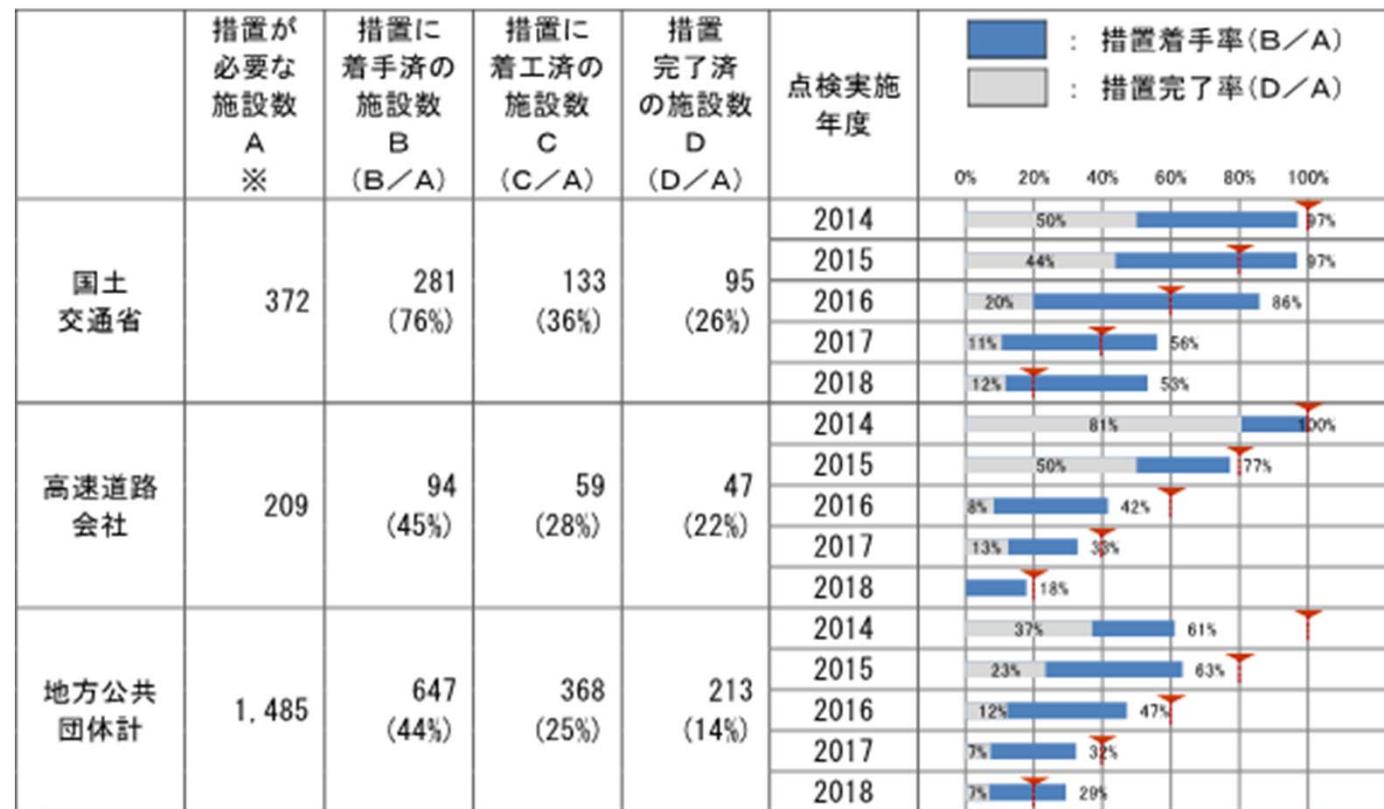
	所 属	役 職
会 長	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長
副会長	国土交通省 中部運輸局 鉄道部	技術課長
	福井県 土木部	道路建設課長
副会長	福井県 土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路事業部	企画統括課長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	所 長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全・サービス事業部	保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	小浜市	産業部長
	大野市	産経建設部長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	おおい町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社 関西保全技術センター	所 長
	福井鉄道 鉄道部	鉄道部長
	えちぜん鉄道 技術部	技術部長
オザボ	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省 中部運輸局 鉄道部 技術課	
	福井県 土木部 道路建設課、道路保全課	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路 事業部 企画統括課	

跨線橋の点検結果及び修繕状況について

跨線橋の点検及び修繕の計画的実施について(全国)

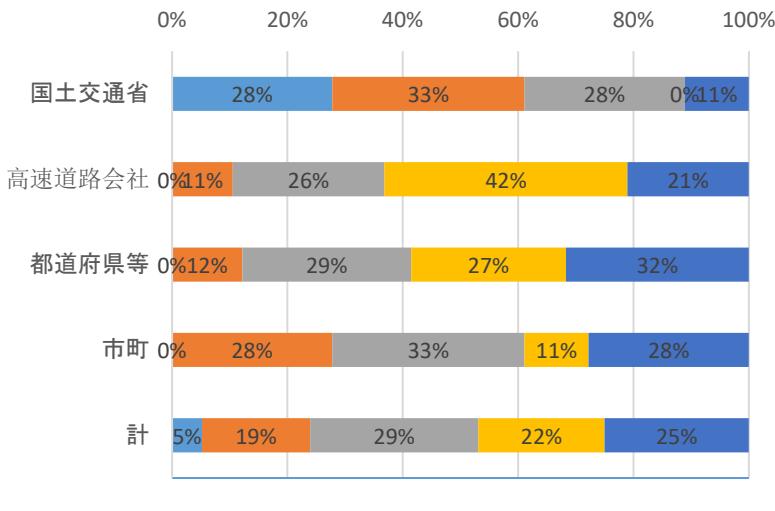
- 1巡目点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された跨線橋で、2019年度までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省 76%、高速道路会社 45%、地方公共団体 44%です。
 - 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、地方公共団体における2014年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された跨線橋の修繕等措置の着手率は61%と遅れています。

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況



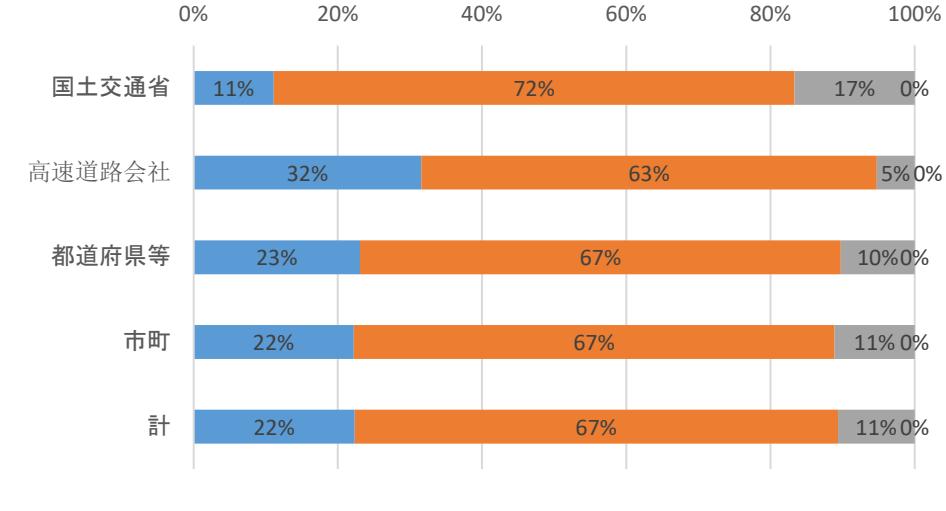
跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・福井県)

点検実施率(1巡回目H26～H30)



■ H26実施率 ■ H27実施率 ■ H28実施率 ■ H29実施率 ■ H30実施率

点検結果(1巡回目H26～H30)



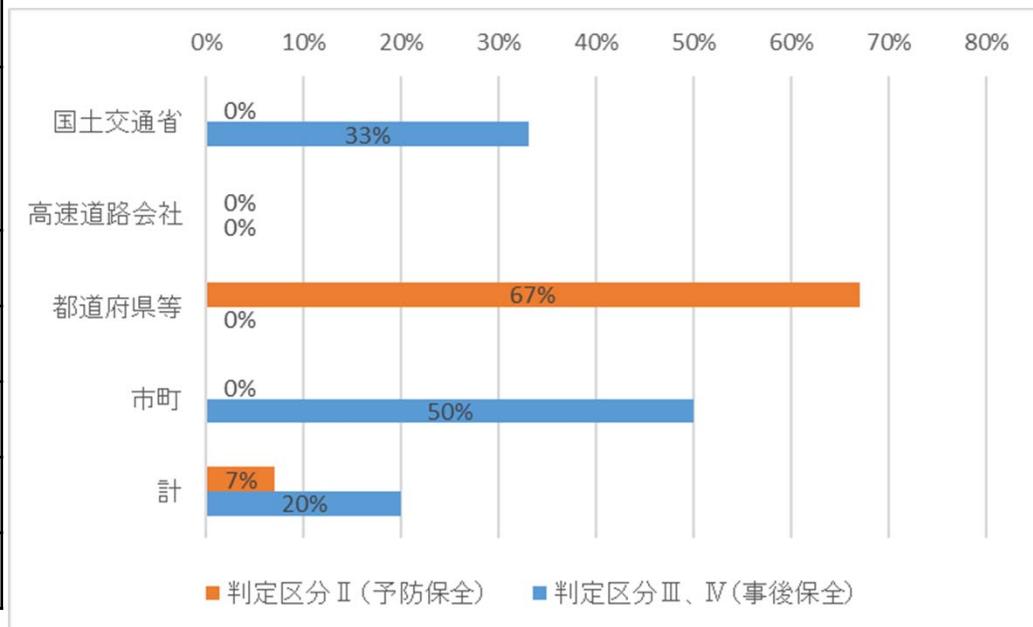
■ I ■ II ■ III ■ IV

- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

跨線橋の点検区分による修繕率(道路管理者別・福井県)

管理者別の点検区分による修繕率

道路管理者	1巡目(H26~H30)点検橋梁修繕状況					
	判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕(事後保全)			判定区分Ⅱの修繕(予防保全)		
	対象施設数	修繕数	修繕率	対象施設数	修繕数	修繕率
国土交通省	3	1	33	9	0	0
高速道路会社	1	0	0	12	0	0
都道府県等	4	0	0	3	2	67
市町	2	1	50	5	0	0
計	10	2	20	29	2	7



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 1/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
1	丸山高架橋(下)	マルヤマコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1987	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	I	不要
2	丸山高架橋(上)	マルヤマコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	II	未
3	丸山側道橋(上)	マルヤマソクトウキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	100.0	2.6	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	III	未
4	越美北線跨線橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1973	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未
5	越美北線跨線橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1967	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未
6	下荒井高架橋(下)	シモアライコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1990	149.0	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未
7	下荒井高架橋(上)	シモアライコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1971	169.5	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未
8	鯖江高架橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1995	343.4	9.1	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	II	未
9	鯖江高架橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1993	343.4	9.5	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	II	未
10	行松高架橋(下)	ユキマツコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1988	676.5	9.7	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
11	行松高架橋(上)	ユキマツコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1988	676.5	9.5	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 2/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
12	行松高架橋・下ON	ユキマツコウカキョウ・クダリオン	国道8号	1988	137.2	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
13	行松高架橋・上OFF	ユキマツコウカキョウ・ノボリオフ	国道8号	1988	126.7	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
14	泉跨線橋	イズミコセンキョウ	国道8号	1956	28.4	8.2	国土交通省	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	III	済
15	鳩原跨線橋	ハトハラコセンキョウ	国道8号	1952	14.8	6.7	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	III	未
16	河原高架橋(下)	カワハラコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1977	260.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	II	未
17	河原高架橋(上)	カワハラコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1989	257.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	II	未
18	城山跨線橋	シロヤマコセンキョウ	国道27号	2007	37.0	19.0	国土交通省	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要
19	木の芽川橋(1)	キノメガワバシ(1)	北陸自動車道	1980	277	9.8	NEXCO中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	II	未
20	木の芽川橋(2)	キノメガワバシ(2)	北陸自動車道	1980	289	9.8	NEXCO中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	II	未
21	湯尾第2橋	ユノオダイ2キヨウ	北陸自動車道	1977	23	13.9	NEXCO中日本	福井県	南越前町	JR西日本	III	未
22	日野川橋(1)	ヒノガワバシ(1)	北陸自動車道	1977	308	9.8	NEXCO中日本	福井県	南越前町	JR西日本	II	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 3/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
23	日野川橋(2)	ヒノガワバシ(2)	北陸自動車道	1977	300	9.8	NEXCO中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅱ 未	未
24	天王第1高架橋(1)	テンノウダイ1コウカキョウ(1)	北陸自動車道	1976	124	10.0	NEXCO中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ 未	未
25	天王第1高架橋(2)	テンノウダイ1コウカキョウ(2)	北陸自動車道	1976	135	10.0	NEXCO中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ 未	未
26	越前橋	エチゼンバシ	北陸自動車道	1975	14	12.8	NEXCO中日本	福井県	福井市	えちぜん鉄道	Ⅱ 未	未
27	越前橋	エチゼンバシ	北陸自動車道	1975	14	12.8	NEXCO中日本	福井県	福井市	えちぜん鉄道	Ⅱ 未	未
28	牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸自動車道	1973	25	10.8	NEXCO中日本	福井県	あわら市	JR西日本	Ⅱ 未	未
29	牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸自動車道	1973	25	10.8	NEXCO中日本	福井県	あわら市	JR西日本	Ⅱ 未	未
30	鳥羽川橋	トバカワバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	357	11.2	NEXCO中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I 不要	-
31	岩屋橋	イワヤバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	52	11.2	NEXCO中日本	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ 未	未
32	気山高架橋	キヤマコウカキョウ	舞鶴若狭自動車道	2014	697	11.2	NEXCO中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I 不要	-
33	野松西橋	ノマツニシバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	43	12.4	NEXCO中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I 不要	-
34	野松東橋	ノマツヒガシバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	34	7.5	NEXCO中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I 不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 4/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
35	上ノ谷橋	ウエナニバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	181	6.3	NEXCO中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要
36	敦賀衣掛大橋	ツルガキヌカケオオハシ	舞鶴若狭自動車道	2014	560	11.8	NEXCO中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	I	不要
37	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	舞鶴若狭自動車道	2011	495	10.7	NEXCO西日本	福井県	小浜市	JR西日本	II	未
38	大願寺跨線橋(下り)	ダイガンジコセンキョウ(クダリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	済
39	大願寺跨線橋(上り)	ダイガンジコセンキョウ(ノホリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	済
40	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	県道小浜インター線	2009	293.5	8.4	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要
41	安光立体交差橋	ヤスミツリッタイコウサキョウ	主要地方道芦原丸岡線	1975	246.1	9.2	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未
42	福島立体交差橋	フクシマリッタイコウサキョウ	主要地方道丸岡川西線	1975	226.0	9.9	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未
43	鯖波跨線橋	サバナミコセンキョウ	国道305号	1990	180.0	11.1	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	不要
44	大鶴目跨線橋	オオツルメコセンキョウ	県道今庄停車場線	1986	155.0	11.3	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	不要
45	そのべ陸橋	ソノベリッキョウ	主要地方道坂本高浜線	2002	283.0	9.6	福井県	福井県	高浜町	JR西日本	II	不要
46	あじさい大橋	アジサイハシ	主要地方道上中田鳥線	1996	186.5	14.1	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	II	不要

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 5/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕*		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
47	錦立体橋	ニシキリッタイキョウ	県道小曾原 武生線	1970	224.5	10.9	福井県	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
48	家久高架橋(上り)	イヒサコウキョウ(ノボリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	I	不要
49										福井鉄道	I	不要
50	家久高架橋(下り)	イヒサコウキョウ(クダリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	I	不要
51										福井鉄道	I	不要
52	北府跨線橋	キタコセンキョウ	主要地方道 武生美山線	1962	40.6	11.7	福井県	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
53	平野高架橋	ヒラノカウカキョウ	県道本保平 野線	1994	175.5	10.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	II	不要
54	北鯖江跨線橋	キタサバエコセンキョウ	県道徳光鯖 江線	1984	168.0	10.0	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	II	不要
55	後瀬山跨線橋	ノチセヤマコセンキョウ	主要地方道 小 浜停車場線	2000	207.5	8.0	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	III	未
56	鳥羽跨線橋	トリバコセンキョウ	主要地方道 上中田鳥線	1989	222.8	8.2	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	II	不要
57	上鯖江跨線橋	カミサバエコセンキョウ	県道福井鯖 江線	1995	238.3	8.1	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	II	不要
58	清水跨線橋	シミズコセンキョウ	国道417号	1982	183.6	7.2	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	II	不要

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 6/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施 状況	再判定区分
59	縄文の里大橋	ジョウモンノサトオハシ	国道162号	1999	202.0	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	II	不要
60	天筒橋歩道橋	テツヅバシホドウキョウ	国道476号	1994	157.5	3.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	I	不要
61	本所川跨線橋	ホンジョガワコセンキョウ	主要地方道 小浜綾部線	2000	37.5	10.8	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	II	不要
62	若狭鳥羽高架橋	ワカサトバコウカキョウ	主要地方道 上中田鳥線	2013	207.55	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	I	不要
63	神明橋	シンメイバシ	国道417号	1981	10.2	11.8	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	II	未
64	東藤島高架橋(西側)	ヒガシブシマコウカキョウ (ニシガワ)	国道416号	1983	230.0	19.25	福井県	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	I	不要
65	高木跨線橋	タカギコセンキョウ	主要地方道 福井丸岡線	1960	17.8	10.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	III	未
66	高木跨線橋側道橋 (上り)	タカギコセンキョウソクダウ キョウ(ノボリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要
67	高木跨線橋側道橋 (下り)	タカギコセンキョウソクダウ キョウ(クダリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要
68	丸山陸橋	マルヤマリッキョウ	主要地方道 小浜綾部線	1981	40.0	9.1	福井県	福井県	おおい町	JR西日本	II	不要
69	大町跨線橋	オオマチコセンキョウ	県道三尾野 別所線	1974	180.0	16.3	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要
70	富田跨線橋	トミタコセンキョウ	県道五条方松 原出勝山線	2006	162.0	11.3	福井県	福井県	大野市	JR西日本	II	不要

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 7/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※			
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
71	松岡観音跨線橋	マツオカカンノンコセンキョウ	県道舟橋松岡線	2007	158.0	9.7	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	I	不要	-
72	計石跨線橋	ハカリイコセンキョウ	国道158号	1995	87.0	12.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
73	天筒橋	テツヅバシ	国道476号	1994	400.2	11.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	II	不要	-
74	上志比跨線橋	カミヒコセンキョウ	県道上志比インター線	2008	200.0	8.3	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	I	不要	-
75	式の畠跨線橋	ニノセセンキョウ	国道158号	2011	54.5	8.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
76	宿布大橋	シュクヌオオハシ	国道158号	1987	195.5	12.9	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
77	宿布橋	シュクヌハシ	国道158号	1937	9.9	7.2	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
78	吉野高架橋	ヨシノウカキョウ	県道 福井鯖江線	2017	221.6	13.0	福井市	福井県	越前市	福井鉄道	未	未	未
79	開発跨線橋	カイホツコセンキョウ	市道 環状西線	1988	148.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	II	未	未
80	花堂跨線橋	ハナドウコセンキョウ	市道 花堂線	2001	191.0	12.8	福井市	福井県	福井市	JR西日本	II	未	未
81	石盛跨線橋	イシモリコセンキョウ	市道 川西国道路線	1981	147.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 8/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
82	小和清水跨線橋	コワショウスエイセンキョウ	市道小和清水瀬ヶ口線	不明	7.3	5.3	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要
83	西縄手下高架橋	ニシワタコウカキョウ	市道太興寺国分線	2007	24.0	8.0	小浜市	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要
84	無名橋284	ムメイバシ284	市道 西勝原国道線	不明	7.6	3.5	大野市	福井県	大野市	JR西日本	III	未 未
85	無名橋285	ムメイバシ285	市道 西勝原国道線	不明	7.65	3.0	大野市	福井県	大野市	JR西日本	II	未 未
86	西山跨線橋	ニシヤマセンキョウ	市道 西山長泉寺線	1994	80.0	8.1	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	II	不要
87	踏雲橋	フミコモバシ	市道 西山長泉寺線	1995	10.3	5.6	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	I	不要
88	高塚跨線橋	タカツカセンキョウ	市道 1-9 滝・高塚線	1986	120.0	8.8	あわら市	福井県	あわら市	JR西日本	II	不要
89	JR武生駅東西連絡橋	ジェイアールタケフエキトウザイレンラクキョウ	市道1302	1988	20.0	3.6	越前市	福井県	越前市	JR西日本	II	未 未
90	紅葉田陸橋	モミジダリクキョウ	市道1276	1971	20.0	2.7	越前市	福井県	越前市	JR西日本	III	済 未
91	松森立体橋	マツモリリッタキョウ	国道365号	1971	193.4	10.4	福井県	福井県	越前市	JR西日本	II	不要
92	五本跨線橋	ゴボンセンキョウ	市道坂井中央線	1980	221.0	8.3	坂井市	福井県	坂井市	JR西日本	II	不要

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 9/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※			
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
93	エッセル橋	エッセルバシ	市道三国 200号線	1992	33.0	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん 鉄道	II	未	未
94	眼鏡橋	メガネバシ	市道三国55 号線	1913	14.2	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん 鉄道	II	不要	-
95	潤臨の橋	マリンノハシ	町道本郷尾 内線	1997	28.9	7.0	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	II	不要	-
06	丸山歩道橋	マルヤマホトウキョウ	町道丸山線	2000	19.7	2.4	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	II	不要	-

※記入方法

- ・判定区分: 点検実施済みの場合は判定区分「I ~ IV」、点検未実施の場合は「未」を記入
- ・修繕実施状況: 修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
- ・再判定区分: 修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入

※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

耐震補強の推進



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

橋梁・耐震補強の進め方について

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない
- ② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：77%）
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了（完了率※：95%，地方管理のみ）



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
(県道小川嘉島線・府領第一橋)



橋梁の支承・主桁の損傷
(大分自動車道・並柳橋)

※完了率は、平成29年3月末時点

①ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、平成31年度※までに耐震補強を完了（約450橋）

※対策完了目標年次



耐震補強の施工例

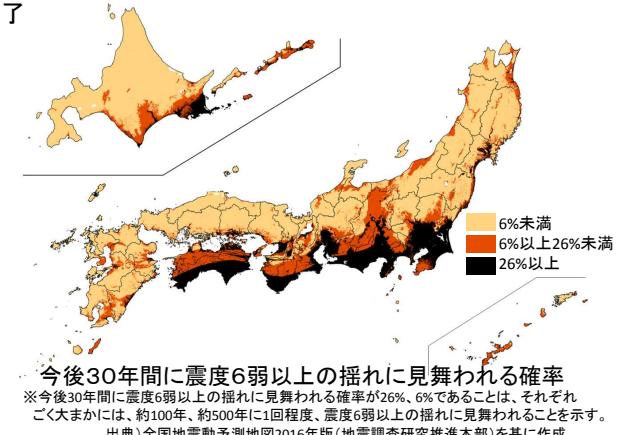


②緊急輸送道路の耐震補強の加速化

高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないよう、支承の補強や交換等を行う対策を加速化

- ・平成33年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了
- ・平成38年度まで※：全国で完了

※対策完了目標年次



③高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を平成33年度まで優先的に支援（地方管理：約400橋※）その他、ロッキング橋脚については、平成31年度までに対策を完了させる。

※高速道路や直轄国道においては対策済み

跨道橋



《対策イメージ》



☆地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

R2.3月末時点

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
国管理	84%
都道府県管理	80%
政令市管理	81%
市町村管理	67%
計	79%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

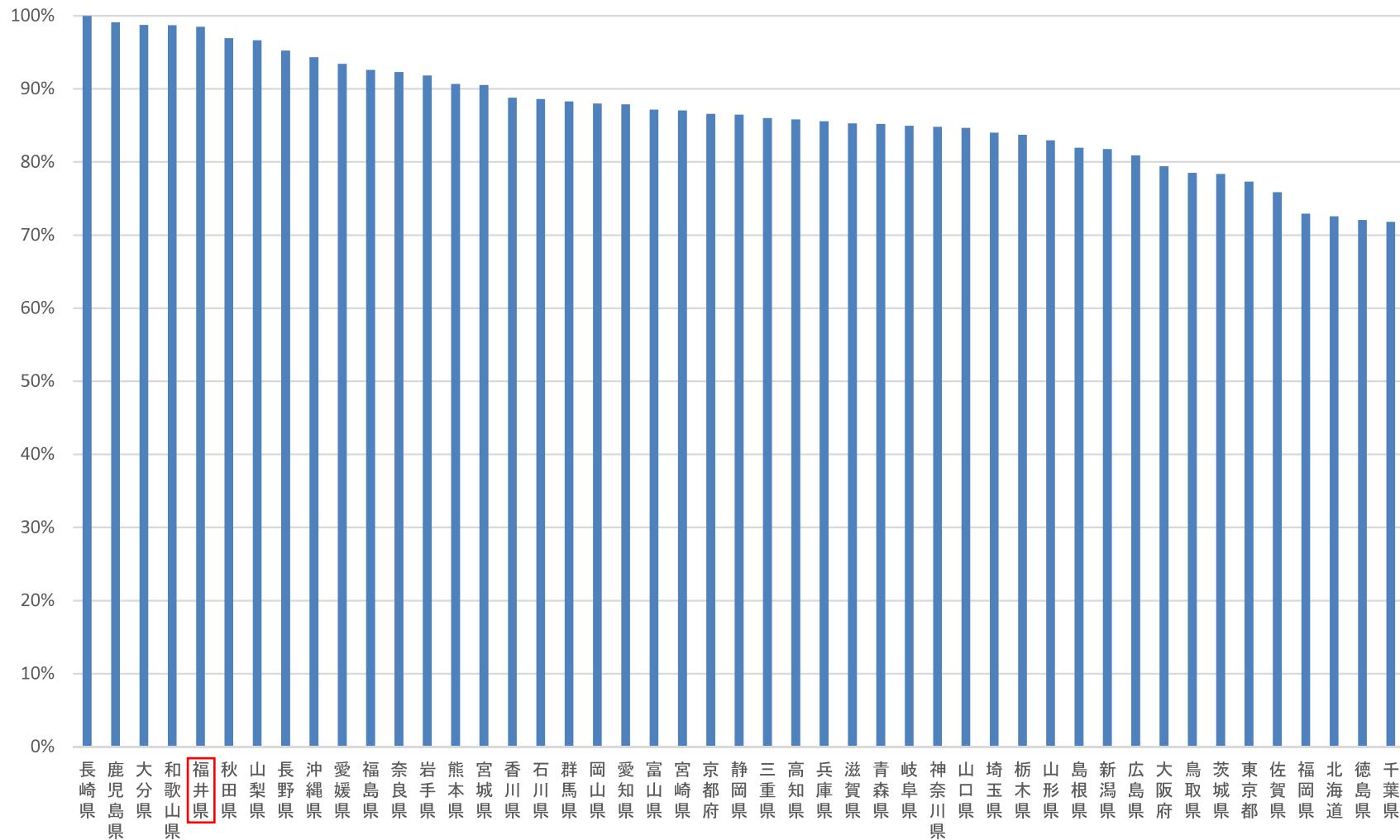
※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。

なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は
全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

R2.3月末時点



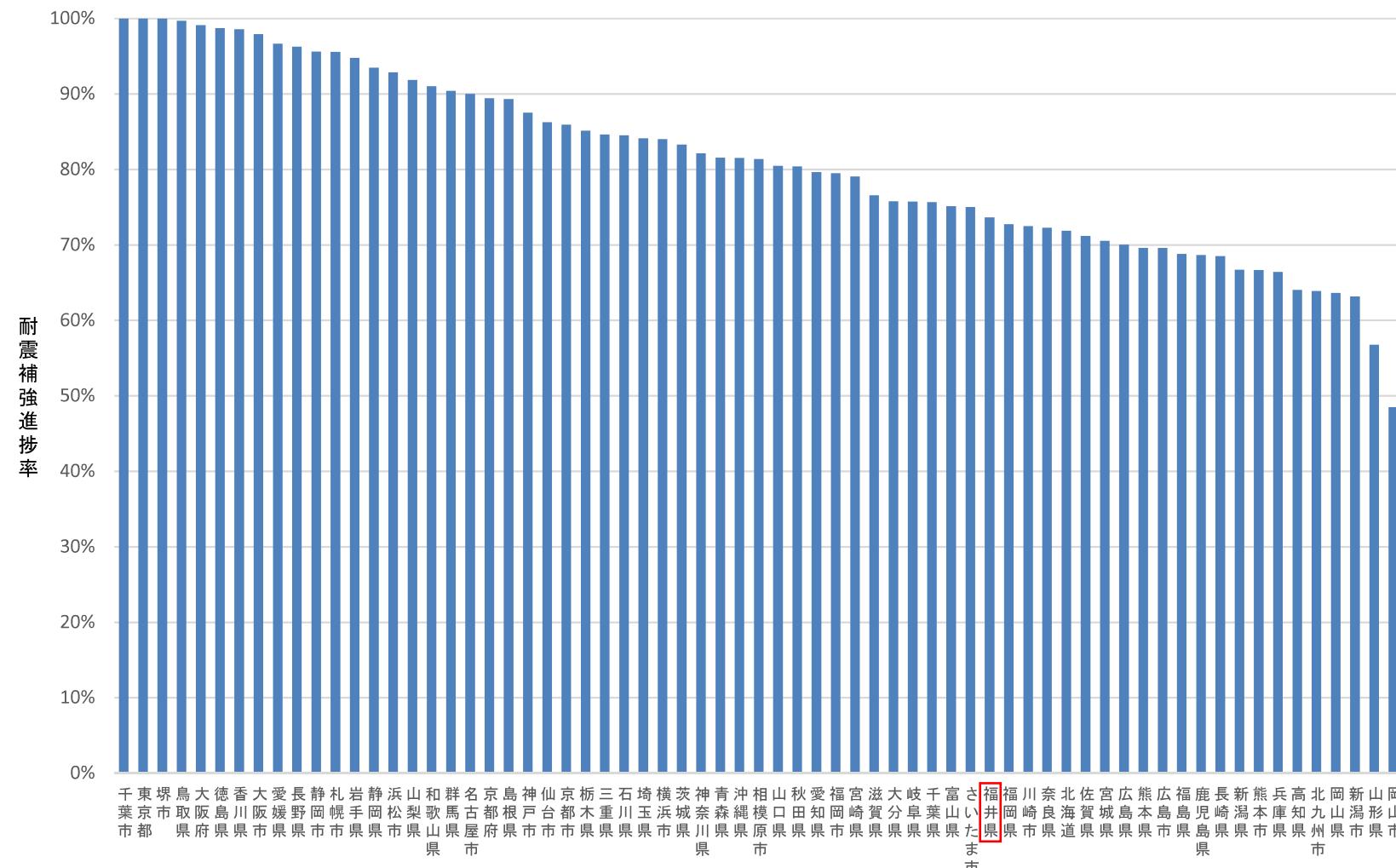
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路(都道府県・政令市管理道路)の耐震補強進捗率

R2.3月末時点



※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
 ※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
 なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%
 ※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速) R2.3時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	75%
東日本高速	80%
中日本高速	91%
西日本高速	61%
首都高速	98%
阪神高速	92%
本四高速	48%

跨線橋の点検結果(事業者別)

跨線橋の点検結果及び修繕が必要な跨線橋数(道路管理者別)

<H26～H30点検結果及び未点検分を含めた全体数(福井県)>

道路管理者	施設数	H26～30点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～30点検結果)			
			I	II	III	IV
国土交通省	18	18(100%)	2	13	3	0
高速道路会社	19	19(100%)	6	12	1	0
都道府県等	41	40(98%)	10	26	4	0
市町村	18	18(100%)	4	12	2	0
計	96	94(98%)	21	63	10	0

□ 早期または緊急に修繕が必要な橋梁数

関係する鉄道事業者	管理施設数	H26～30点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～30点検結果)			
			I	II	III	IV
JR西日本(新幹線除く)	77	77(100%)	14	55	8	0
日本貨物鉄道	3	3(100%)	1	1	1	0
福井鉄道	5	4(80%)	3	1	0	0
えちぜん鉄道	11	11(100%)	4	6	1	0
計※1	96	95(99%)	22	63	10	0

※1 複数の線路を跨ぐ跨線橋の重複計上を含む

□ 早期または緊急に修繕が必要な橋梁数

今後のスケジュール(例)

時期	地方整備局	メンテナンス会議事務局 (国道事務所)	地方公共団体	高速道路会社	鉄道会社
R3年 1月	上旬				
	中旬				
	下旬				
2月	上旬				
	中旬				
	下旬	確認書の更新協議			
3月	上旬				
	中旬				
	下旬	道路鉄道連絡会議の開催			
4月	上旬	貨物のみ		確認書・協定書の締結	
	中旬				
	下旬	点検・修繕の実施			
5月	上旬				
	中旬				
	下旬				
6月	上旬				
	中旬				
	下旬				